

〈第1号〉

第13期 事業報告

自 2023年7月 1日

至 2024年6月30日

I. 事業概要

公益社団法人長野県公共嘱託登記土地家屋調査士協会は不動産に係る国民の権利の明確化に寄与する事を目標に掲げ、第13期の主な公益事業を下記のとおり実施いたしました。

1. 第3期で長野県下全ての公立小学校に絵本「じめんのボタンのナゾ」を寄贈したことを契機に提案した「ここ石プロジェクト」における校庭への徒競争用トラック、野球、サッカーコート等の指標設置事業については本年度も実施いたしました。第14期においても同様の公益目的事業の啓発活動を進めたいと考えています。

第4期に全社員及び希望する補助者に対して無料配付した協会名を背中に入れた安全ベスト及び第7期に協会設立30周年を記念して作成したブルゾンは、着用していることを条件に傷害保険に加入しており、この保険契約期間を令和7年2月1日まで更新しました。この保険は一般事件処理中に発生した災害にも適用されるため、作業時に常に着用することで、当協会のアピールに繋がるものと考えております。この安全ベスト及びブルゾンの着用は作業の安全に寄与するばかりでなく、法務局から受託している法14条地図作成作業においては作業機関であることの明確な証となり、過去の立会時にたびたびあった協会への身分照会、苦情等が減少したという効果をあげております。

2. 「Ⅷ系原点」、「信濃の国の重心」及び第10期に土地家屋調査士制度制定70周年を記念して松本市総合体育館南側に設置した「土地家屋調査士制度発祥の地」等の1級公共基準点について、維持管理を行い公共基準点の意義の浸透に努めました。

3. 当協会が「社会貢献と不動産に係る国民の権利の明確化を推進する」公益法人であること、実施している公共嘱託登記は重要かつ専門性が高いことを知っていただく観点から、飯田市においては3級公共基準点を設置しました。

また、2024年5月31日松本市アルピコプラザホテルにて、官公署の皆さんや広く一般市民の皆さんに向けた8回目となる公開シンポジウム「これでわかった？相続登記義務化・所有者不明土地のその後」を開催しました。基調講演として第1部は法務省民事局民事第二課長 大谷太氏から「相続登記の義務化と相続土地国庫帰属制度の現状」、第2部は国土交通省不動産・建設経済局土地政策課長 高山泰氏から「所有者不明土地の利活用等を図る対策」、第3部は参議院議員 元国土交通副大臣の土地家屋調査士 豊田俊郎様から「所有者不明土地の今後とその展望」についてご講演をいただきました。第4部では「まさことみんなの質問タイム」とし、ラジオパーソナリティ塚原正子氏の司会進行のもと、基調講演をしていただいた講師に加え、長野県公共嘱託登記司法書士協会理事長 内船正俊氏と当協会理事長 塩川豊の5名にて、基調講演についての会場の皆さんからの質問や事前に寄せられた質問に対して回答と補足説明等を行いました。昨年に続きタイムリーな講演内容と実際に法律の作成と運用にかかわっている方々の講演とあって大変好評で、官公署の皆さんや一般市民の皆さん合わせて200名以上の参加者がありました。

4. 長野地方法務局より受託し継続事業であった登記所備付地図作成作業の、長野市大字北尾張部、大字石渡、大字南堀、大字小島地区の各一部0.47平方キロメートルについて、2年目の立会、細部測量が当初の予定どおり完了しました。今期から地図作成作業にタブレットを活用することとし立会の際の署名をデジタル化しました。今後さらにデジタル化を推進して作業の効率化を図る計画です。令和5年度に長野地方法務局より受託した登記所備付地図作成作業の、長野市吉田四丁目、大字南堀の各一部地区0.49平方キロメートルの1年目作業について、令和6年1月1日に発生した能登半島地震により基準点が移動したため基準点設置作業及び2年目作業の調査が当初より1ヶ月半ほど遅れてしまいましたが、令和6年度中には2年目作業が終了するよう努めています。登記所に備え付ける精度の高い地図を完成させることで当協会の主目的である「不動産に係る国民の権利の明確化」を進めることに寄与できると確信しています。

法務局以外の国の関係からの受託事業においては、見積りから契約に至る業務は順調に随時受託しておりますが、一般競争入札によらなければ受託でき

ない発注元からの業務については、入札制度による合理的適正価額にて受託できない場合も多々あるため、当協会としては「不動産に係る国民の権利の明確化」に寄与するため、やむを得ずそれらに対応しているのが現状であります。

5. 長野県、市町村等発注の業務についても各地区担当理事をはじめ社員の皆様の努力により、多くの公益目的事業を受託することができました。

特に、長野県の未登記解消事業の実施、市関係では長野市、松本市、佐久市における建築基準法第42条2項及び狭隘道路解消事業による後退線分筆登記作業の実施、松本市における官民境界立会業務の実施、中野市における国土調査法第19条5項の基準点設置作業及び地図作成業務の実施は当協会の目的に大いにかなうものであると考えております。

長野市及び塩尻市においては国土調査法19条5項の地図作成業務受注に備える研究を継続し、今後の発注官公署に対する啓発、官民境界確定支援作業等の新たな事業活動の準備をしております。

6. その他

i 令和5年10月1日より、インボイス制度（適格請求書等保存方式）を当協会においても導入し、社員に対しても対応をお願いしました。

ii 業務処理方法の検討と改善策の対応のため、業務処理にあたっては出来る限り複数の担当者で対応することとし、もって成果の信頼性を担保するように努めました。これは成果に対し違う目線で検討を行うことの重要性に鑑み常態化したいと思います。残念ながら複数の担当者が対応できる作業は、現在比較的大きな事業のみで行われているのが現実であり受託報酬額の低廉化の問題もありすべての事業に対応してはおりませんが、今後全事業に対応する手法を検討して行きたいと思っております。

iii 事務局のサーバーを外部の攻撃から守るとともに、協会外へのウィルスメールの送信、拡散をブロックするために、複数の異なるセキュリティー機能を一つのハードウェアに集約した統合脅威管理を進めています。

最後に、来期は今期にまして名実ともに公益社団法人として着実に実力を発揮する体制を構築しその実力を社会に示し、公益目的事業を増進するために、社員、役員が一丸となって尚一層の活発な活動をして行かねばならないと確信しております。

事業報告の附属明細書

第13期事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する事業報告の附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しない。